

# 前回の指摘事項について

---

## 前回の検討会での指摘事項について

- 建設業法上の電気通信工事業における建設工事の内容の記載は、ハードに関するものが中心であるが、セキュリティーなどソフトも大事であること、IP通信に関する内容も重要であることに留意すべき。

⇒今回、見直し(案)について検討(資料2)。とりまとめに記載。

- 電気通信工事に必要な技術としては、ソフトに関する内容も重要なので、試験を行う上で、そのことにも留意すべき。

⇒今後、試験実施機関において留意。とりまとめに記載。

- 電気通信主任技術者資格を受験要件に位置付けることは、質の良い技術者を確保する観点からも重要。現状、主任技術者の要件ではない資格の中にも、実態はよく確認する必要があるが、工事担任者など工事に関わる資格もあり、主任技術者の要件を、別途、検討する際には、この取り扱いについて検討する必要があることは認識しておくべき。

⇒今後、主任技術者の要件を別途検討する際に検討。とりまとめに記載。